

待機期間の短縮の概要

【原則】



濃厚接触者の待機期間

7日間 ⇒ **5**日間 ※1

【2日にわたる検査により陰性を確認した場合】

待機期間の更なる短縮

3日目から解除可能 ※2



上記いずれの場合であっても、7日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行うほか、高齢者、基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化するリスクの高い方が多数いる場所への訪問及び接触を避けること、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行っていただくようお願いします。



※1 原則、最終接触日（陽性者と最後に接触した日）を0日として、5日間待機（6日目に待機解除）

ただし、同一世帯内で発生した場合においては、陽性者の発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日）又は当該陽性者の発症により住居内でマスク着用や消毒などの感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間待機（6日目解除）とする。

※2 **社会機能維持者が否かに関わらずすべての濃厚接触者**について、5日を待たずとも、検査（3日目にPCR検査又は抗原定量検査：特定職種に限る、あるいは**2日目及び3日目に抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る。）**を用いた検査）で陰性を確認することにより、3日目から**待機解除が可能**となります。

※3 なお、この取り扱いは令和4年7月22日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である方にも適用となります。

濃厚接触者の待機期間の**変更**及び**短縮**の取扱い待機期間 **5日間**（※オミクロン株の場合）

濃厚接触者の職業等		陽性者と最後に接触した日からの日数※2						
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日～
1	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者、介護従事者、障がい者支援施設等従事者 保育園、幼稚園、学校等の職員※1 	毎日の業務前検査で陰性を確認すること※3で業務に従事可能 待機解除(業務従事部分のみ)※4						
2	社会機能維持者 (上記1を除く) 	待 機			今回見直し		待機解除※6	
3	その他一般 				・検査で陰性を確認すること※5により 3日目から待機解除※6			

※1 新型コロナウイルスワクチン3回目接種を実施済みで、接種後14日間経過した後であること。ただし、2回目接種から6か月以上経過していないために3回目接種を実施していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可。また、職員の代替えが困難等と事業者が判断した場合に限る。

※2 同一世帯内で発生した場合においては、陽性者の発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日）又は当該陽性者の発症により住居内でマスク着用や消毒などの感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目とする。起算日の考え方は、別添「濃厚接触者である同居者（家族等）の待機期間の起算日について（数え方の例）」を参照。

※3 無症状であり、毎日の業務前にPCR検査、抗原定量検査又は抗原定性検査（**唾液不可**）により陰性を確認すること。

※4 不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。

※5 3日目のPCR検査又は抗原定量検査（当該濃厚接触者である**医療従事者が従事する事業所内で実施している場合に限る**）、あるいは2日目と3日目の抗原定性検査（**唾液不可**、薬事承認を受けたものに限る）により陰性を確認すること。

※6 7日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行うほか、高齢者、基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化するリスクの高い方が多数いる場所への訪問及び接触を避けること、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと。